

2006.10.21

「グローバル時代のローカル・コモンズの管理」
第1回公開セミナー（同志社大学）

入会権の環境保全的機能

～沖縄県国頭村辺戸区の事例から～

泉 留維

専修大学経済学部

izumir @ herb.ocn.ne.jp

はじめに

- 問題の位置づけ
- 明治以降の入会林野の軌跡と開発の変遷
- 入会林野とゴルフ場開発問題
- 入会林野と廃棄物最終処分場建設問題
- 沖縄の入会林野の概要
- 国頭村の概要(特に林野と廃棄物関係)
- 辺戸区最終処分場建設問題
- 考察

問題の位置づけ

- ① 入会権が外部からの林野開発の歯止めとなりうるのか
- ② 入会権の権利内容として財産権(収益行為)のみでよいのか
- ③ 入会林野の機能をこれからどのようにとらえていけばよいのか

ということを、沖縄県国頭村辺戸区での最終処分場建設問題を中心にして考察していく

明治以降の入会林野の変遷とその機能(1)

地域自給的機能

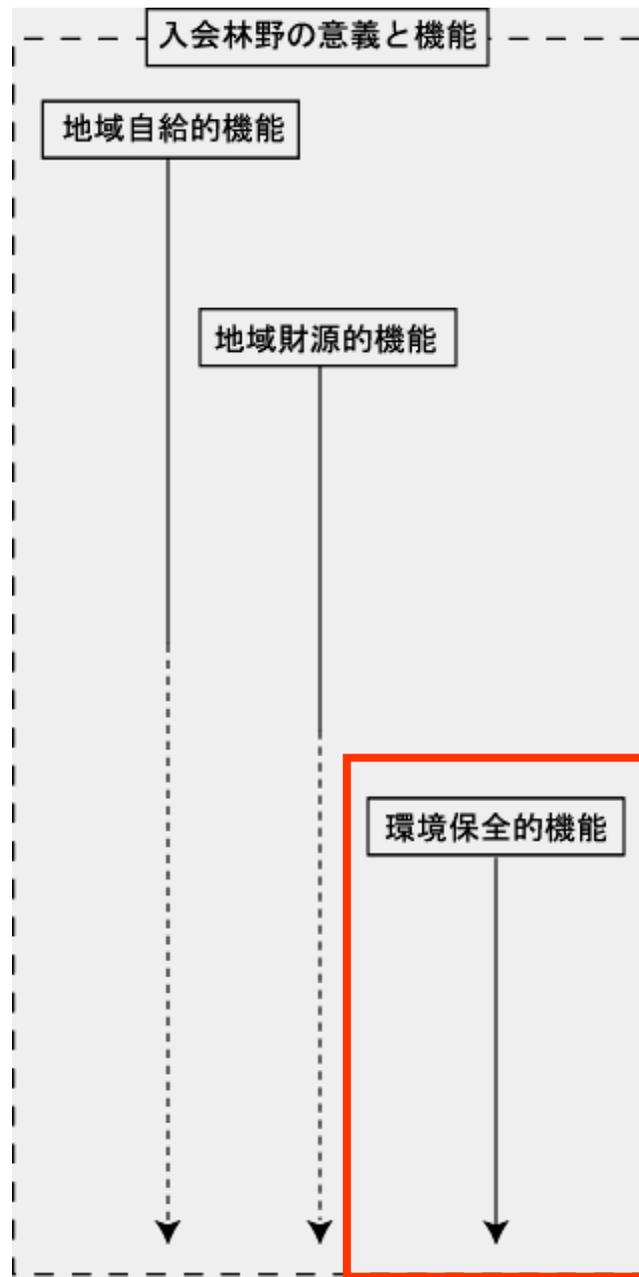
→ 山菜・キノコ類・柴草・薪炭・建材といった天然資源を地域に供給する

地域財源的機能

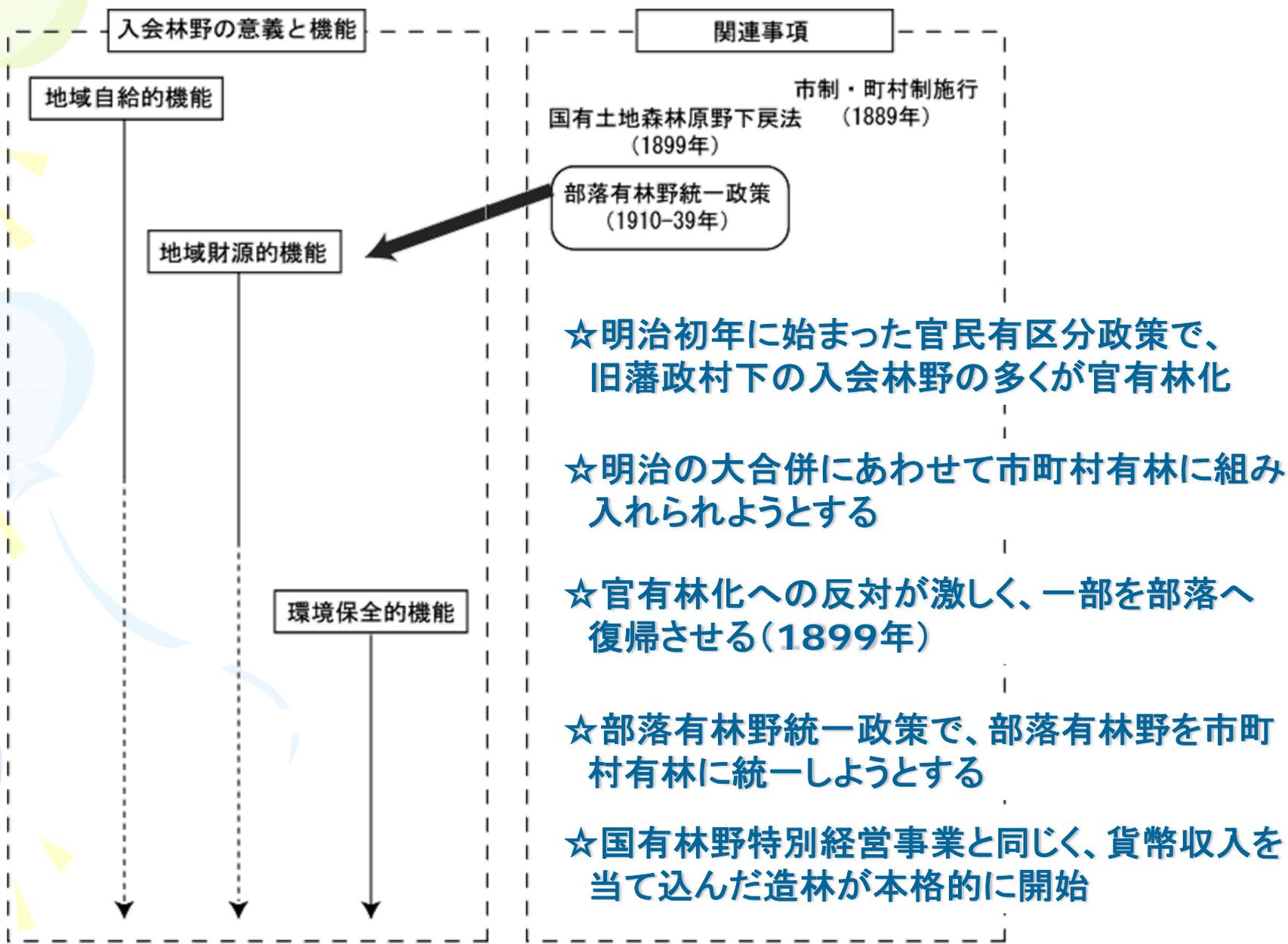
→ 木材等の売却収入が地域の基盤形成に役立てられ、地域自治を推進する

環境保全的機能

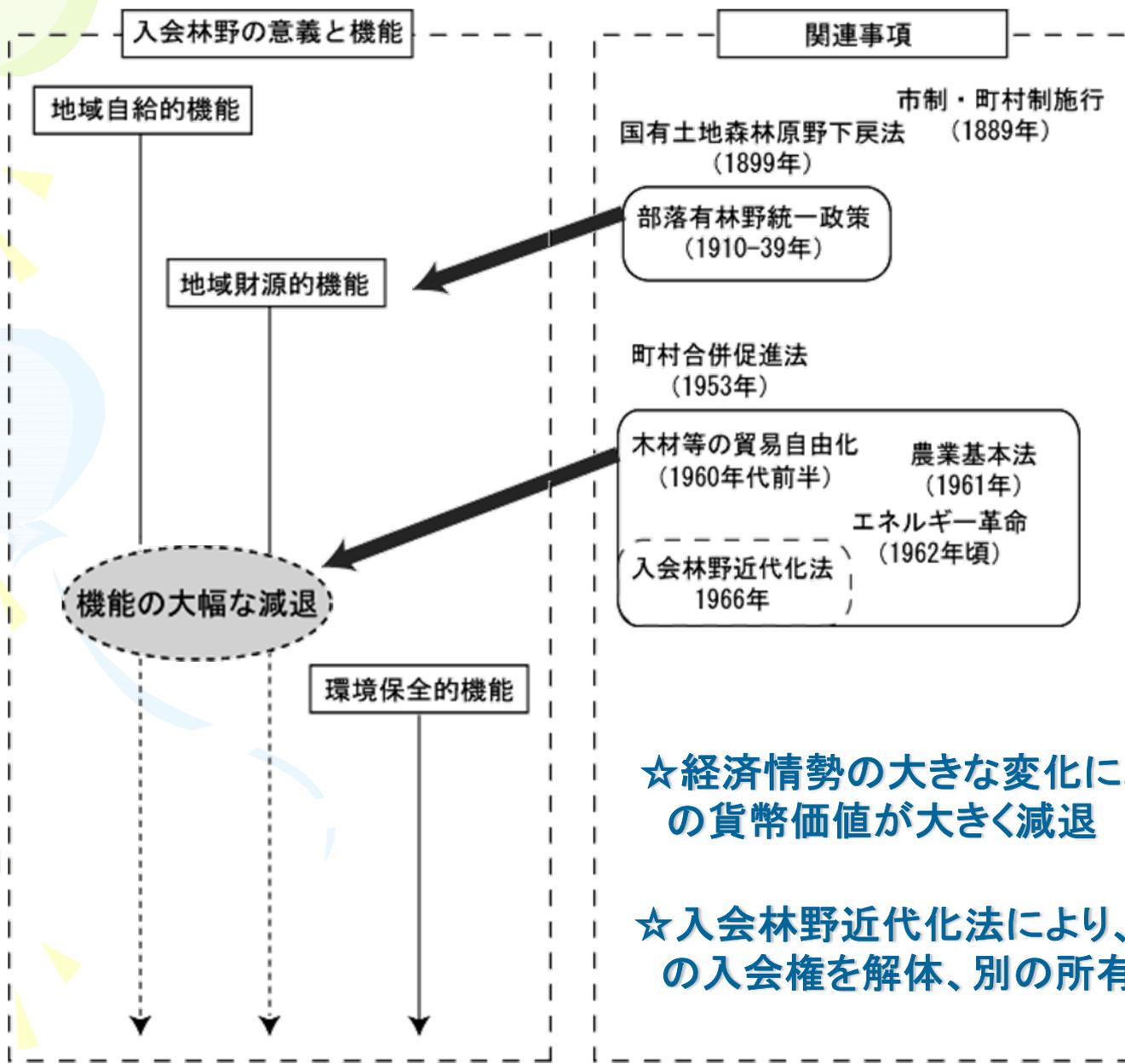
→ 外部からの乱開発を押しとどめ、水源涵養や土砂流出防止などという流域環境保全に資する



明治以降の入会林野の変遷とその機能(2)



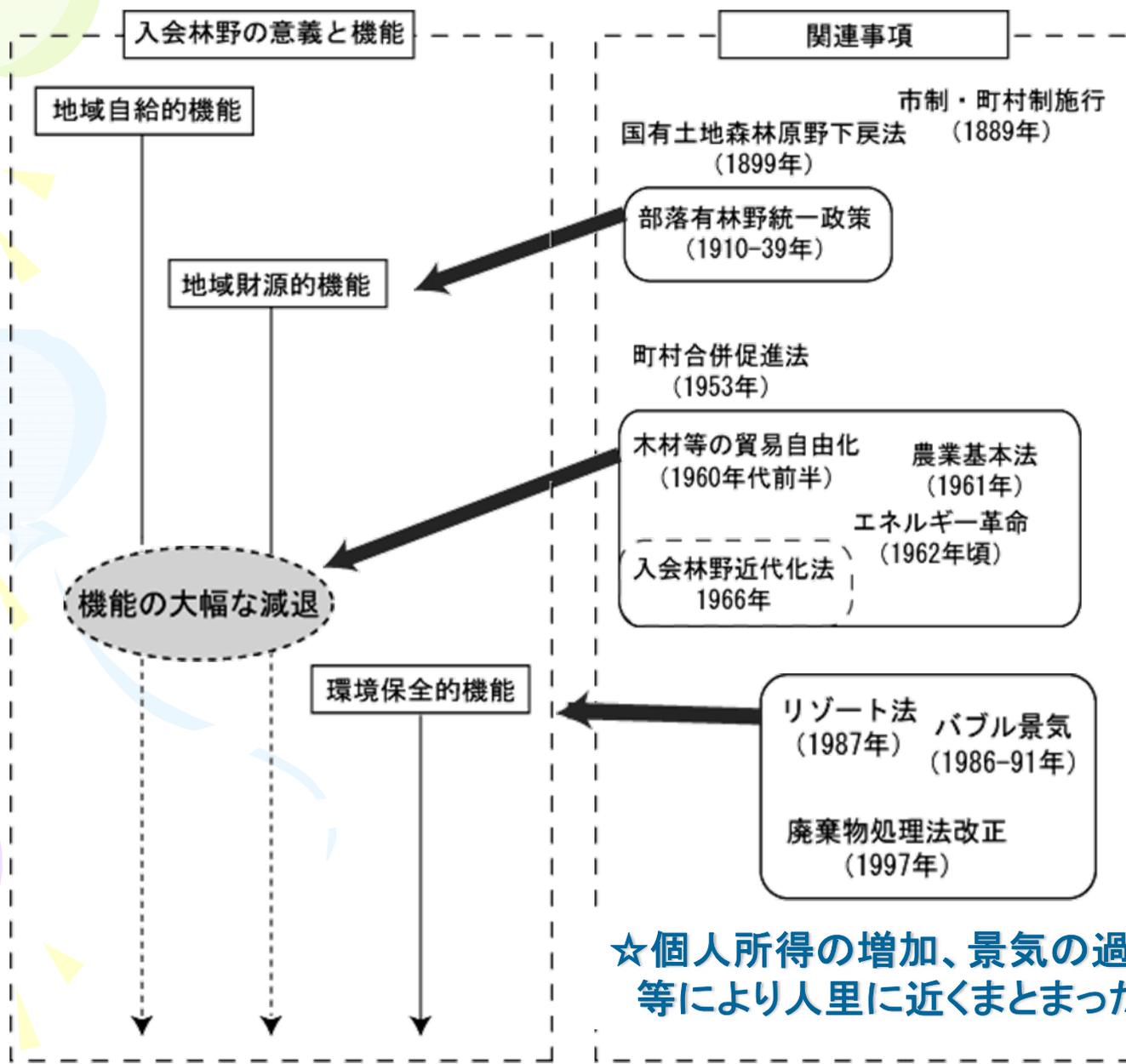
明治以降の入会林野の変遷とその機能(3)



☆経済情勢の大きな変化により、木材や林産物の貨幣価値が大きく減退

☆入会林野近代化法により、52万haもの林野の入会権を解体、別の所有権、地上権を設定

明治以降の入会林野の変遷とその機能(4)



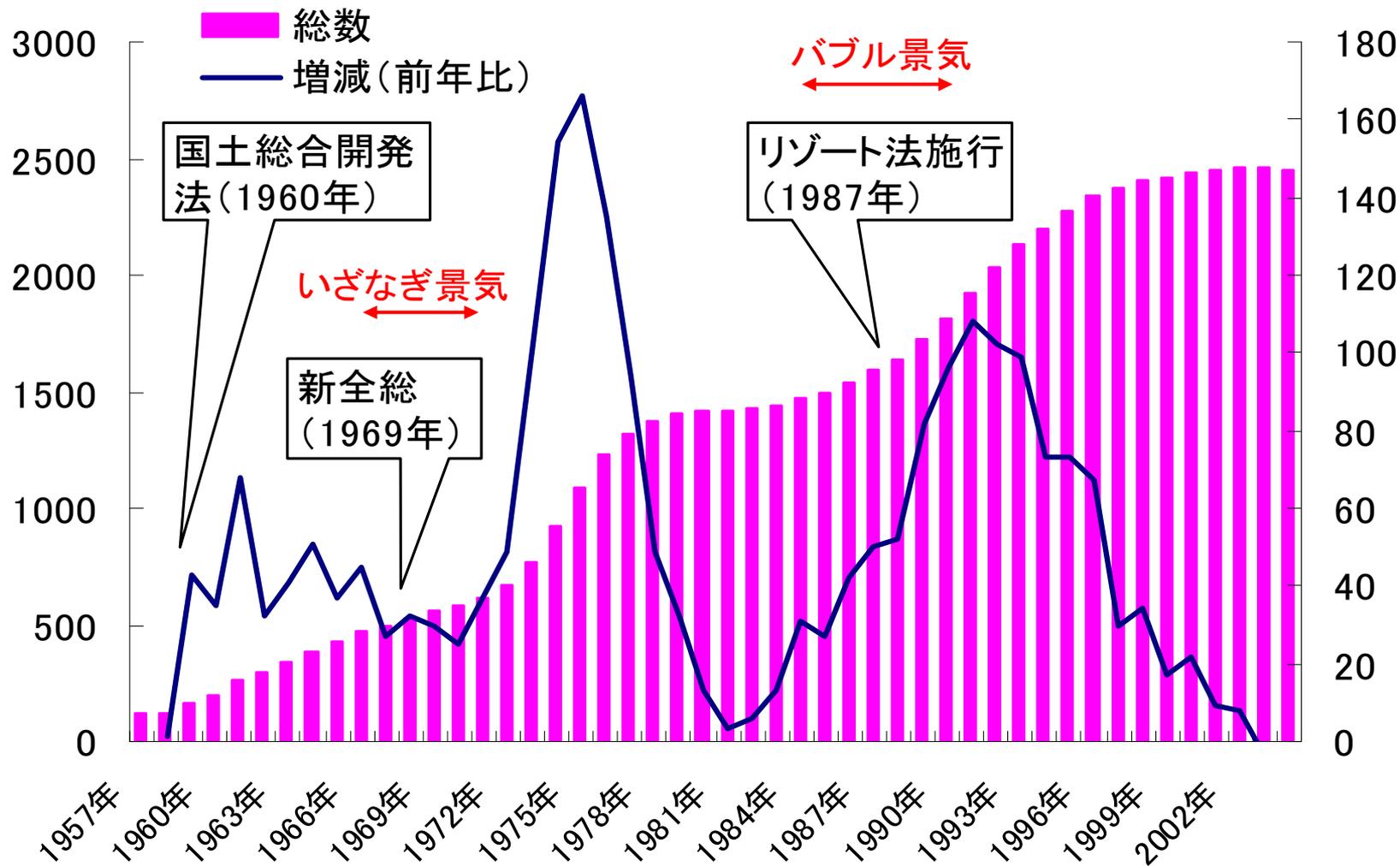
入会林野とゴルフ場開発問題(1)

入会林野の利用が減退し、バブル景気に突入した1980年代半ば以降、人里に近くまとまった土地であることから地域外からの開発の波が押し寄せる。入会集団の総意で賃貸借契約を結び、開発業者が利用するケースもあるが、裁判に至るまでの要因は様々であっても入会権による開発の差し止めを求めるケースもある

- ① ゴルフ場 → 都市住民のためのリゾート開発
- ② 廃棄物処分場 → ほとんどの財の行き着く先
一般廃棄物処分場(違法処分場の適正化)、産業廃棄物処分場
(都市部や工業地帯からの廃棄物流入増)
- ③ その他(原子力発電所、ダム、空港など) → 都市部への電力供給など

入会林野とゴルフ場開発問題(2)

ゴルフ場数の推移



注: ゴルフ場利用税の課税状況から計測

社団法人日本ゴルフ場事業協会資料より作成

入会林野とゴルフ場開発問題(3)

- ゴルフ場として立地等の条件の良い場所は、第2次ブーム(1970年代)までに開発し尽くされる
- バブル経済の金余り現象、四全総、総合保養地整備法(通称・リゾート法)施行に伴い第3次ブーム
- 農薬使用問題や自然環境保護意識の高まりなどにより各地でゴルフ場開発に反対の気運
- 入会地であることから開発がそれまで困難視されていた場所にも、入会の実態が薄まりつつあることで開発業者が侵入



入会林野をめぐるゴルフ場開発が裁判沙汰になる

入会林野とゴルフ場開発問題(4)

名称	場所	提訴年	判決年	判決結果	構築物	入会林野の状態	原告	被告	財産権の主張	人格権又は環境権の主張	入会権が開発阻止	備考
大岐地区土地所有権移転登記手続訴訟	高知県土佐清水市大岐地区	1989年	1991年	認容	ゴルフ場など	共有入会権	入会集団代表者(開発賛成派)	入会権者の一部(開発反対派)	○	-	○	所有権移転登記手続は認められたが、総有理議も適用され開発停止
山岡町ゴルフ場建設反対訴訟	岐阜県山岡町馬場山田地区	1990年	2001年	一部破棄、一部棄却	ゴルフ場	共有入会権	入会権者の一部など	ゴルフ場開発会社	○	○	×	民事事件について
中戸手地区ゴルフ場建設反対訴訟	広島県新市町中戸手地区	1991年	1994年	棄却	ゴルフ場	共有入会権	入会権者の一部	ゴルフ場運営会社(入会権者設立)	○	△	×	
上戸手地区ゴルフ場建設反対訴訟	広島県新市町上戸手地区	1991年	1994年	棄却	ゴルフ場	共有入会権	他地区の入会権者の一部	ゴルフ場運営会社(入会権者設立)	○	-	×	原告は、協議の一員として加われることを条件に伐採配分の権利を放棄していた
増穂町ゴルフ場建設不同意処分取消訴訟	山梨県増穂町春米地区	1995年	1997年	棄却	ゴルフ場	共有入会権	ゴルフ場開発会社	山梨県	○	-	○	入会権が存在し開発不許可取消は認められず
龍郷町ゴルフ場建設反対訴訟	鹿児島県龍郷町市理原地区	1995年	-	取り下げ(1998年)	ゴルフ場	地役入会権(町有地)	入会権者の一部	ゴルフ場開発会社	○	△	△	開発業者がゴルフ場造成断念
八本松町ゴルフ場建設反対訴訟	広島県東広島市八本松町	1997年	-	取り下げ(2000年)	ゴルフ場	?	入会権者を含む近隣住民	広島県	○	○	×	別途提起していた開発業者に対する工事着工禁止仮処分が認められるなどし開発停止

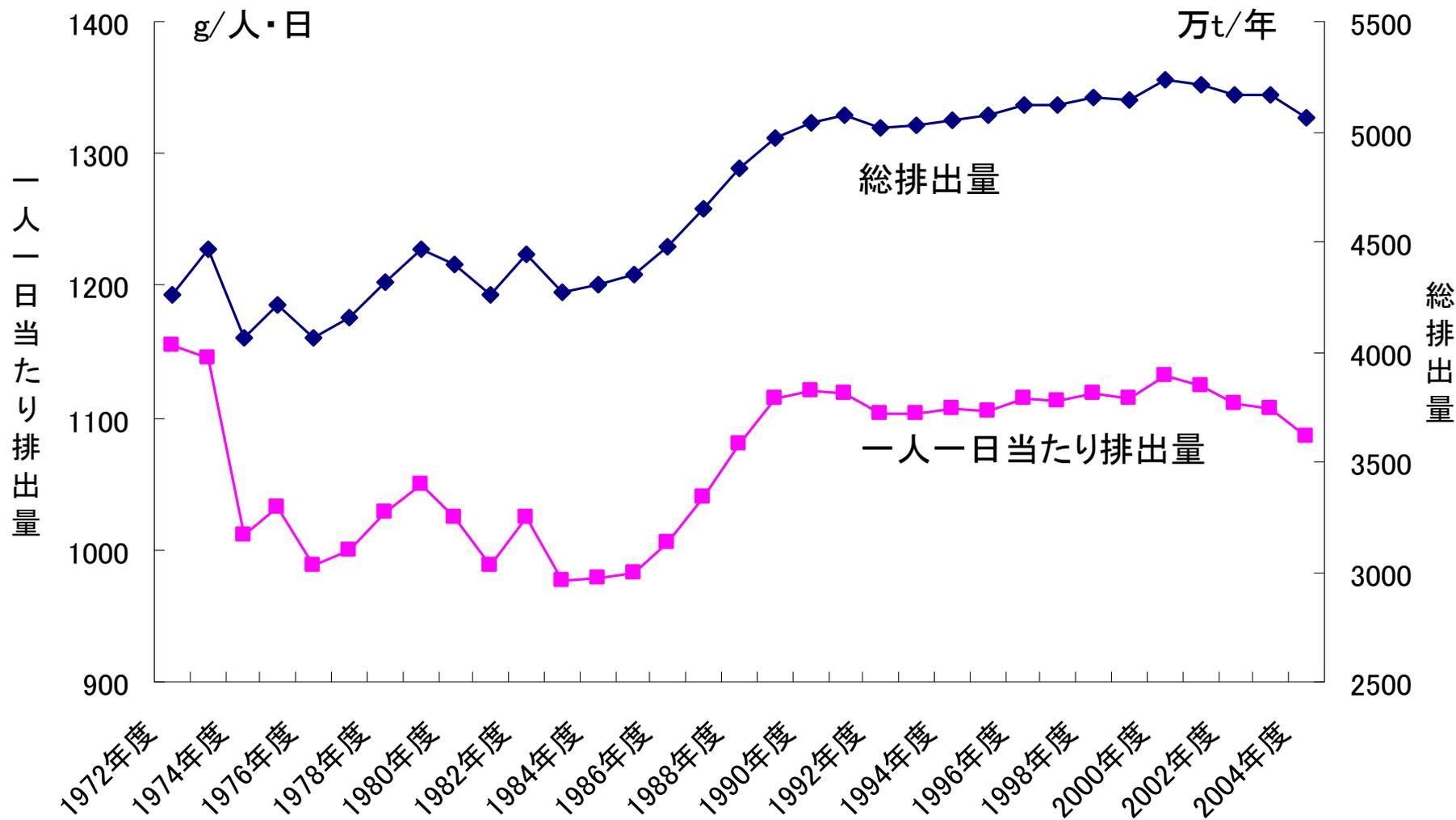
入会権が係争点になったゴルフ場開発裁判は、確認できたものだけでも7件。うち裁判で勝訴し開発が止まったものは0件、入会権の存在により開発が止まったものは2件、その他の要因で止まったものが2件。

入会林野とゴルフ場開発問題(5)

- 裁判の対象となった入会林野は、ほとんどが共有入会権(民法263条)のある林野であった
- 入り会っている実態は、どこも極めて薄かった
- 全員一致原則の判断が主な争点
- 結果論として、入会権の存在が地域外からの開発を押しとどめたとは断言しがたい

入会林野と廃棄物最終処分場建設問題(1)

一般廃棄物の排出量の推移



入会林野と廃棄物最終処分場建設問題(2)

- 各地で一般廃棄物ならびに産業廃棄物の最終処分場が不足(特に首都圏)
- 97年12月の廃棄物処理法改正により、最終処分場の設置基準(ex. 処分場からの浸出液汚染の防止)が厳しくなる
- 98年、厚生省から適正化の指導(カテゴリー1)を受けた一廃処分場は、緊急の対応を迫られる
- 00年1月のダイオキシン類対策特別措置法施行により、最終処分場の維持管理基準(ex. 地下水・土壌汚染の防止)が厳しくなる

入会林野と廃棄物最終処分場建設問題(3)

名称	場所	提訴年	判決年	判決結果	構築物	入会林野の状態	原告	被告	財産権の主張	人格権又は環境権の主張	入会権が開発阻止	備考
高良内町一般廃棄物処分場建設禁止訴訟	福岡県久留米市高良内町	1997年	2003年	棄却	一般廃棄物処分場	地役入会権(高良内財産区)	入会権者の一部	久留米市	○	△	×	入会権の存在は認められず
国頭村一般廃棄物処分場建設禁止仮処分申立	沖縄県国頭村辺戸地区	2001年	2001年	認容	一般廃棄物処分場	地役入会権(村有地)	辺戸区、入会権者の一部	国頭村	○	○	○	環境権侵害の有無については触れず
明野村廃棄物処分場差止仮処分申立	山梨県明野村浅尾地区	2001年	2002年	却下	産業廃棄物処分場	地役入会権(朝神財産区)	入会権者の一部	明野村、柳窪共有林組合	○	-	×	別途、2000年に地元住民が山梨県などを相手に仮処分申立(却下)。09年度中に操業予定
瀬戸内町一般廃棄物処理場建設禁止訴訟	鹿児島県瀬戸内町網野子地区	2002年	2006年	棄却	一般廃棄物処理場	共有入会権	入会権者の一部	瀬戸内町	○	-	-	一審では原告勝訴。現在、係争中
身延町産業廃棄物処分場設置許可取消訴訟	山梨県身延町北川地区	2006年	-	-	産業廃棄物処分場	共有入会権	入会権者の一部など	山梨県	○	○	-	現在、係争中

瀬戸内町と国頭村の処分場は98年の厚生省指導等を受け改善を迫られ、久留米市の処分場は残余年数の問題から新規建設を計画

入会権が係争点になった最終処分場建設裁判は、確認できたものだけでも5件。うち裁判で勝訴し開発が止まったものは1件、現在、係争中のものが2件。

入会林野と廃棄物最終処分場建設問題(4)

- 裁判の対象となった入会林野は、地役入会権(民法294条)または共有入会権のある林野であった
- 地役入会権のケースでは、入会権の存在の有無(入会権消滅問題)が主な争点になった
- 入り会っている実態は、若干ではあっても残っていたところが多い

入会権の存在が処分場建設を押しとどめたかどうかを見るために、今のところ唯一、原告が勝訴した国頭村辺戸区の事例を見ていく

沖縄の入会林野の概要(1)

沖縄では、本州などとは異なる歴史的な入会権の形成過程と沖縄の村落構造等から独特な入会林野問題を引き起こしている

- 琉球王府時代、主要な山林地は、官有林である杣山(そまやま)であった
- 杣山は、間切(王府の末端の行政機関)や村(部落)が共同で管理し、私費で植林。その代償として伐採権を有し、様々な利用をした≡入会林野
- 1899年、沖縄県土地整理法が公布。1903年頃までにすべての杣山を官有地化。「官地官木」(第一回収奪)
- 結果、住民の盗伐、山林の荒廃が進む

沖縄の入会林野の概要(2)

- 1906年、沖縄県杣山特別処分規則を公布。国有林経営に不要な杣山は部落等に随意で地盤を払下、立木は保護造林をした間切等に譲与
- 1915～36年にかけての部落有林野等統一策によって、部落近辺を除き部落有林をほぼ市町村有地化(第二回収奪)
- ただし、部落が払い下げ代金を負担していた土地であったことから、これまで通りの利用は保証、収益については分収するという条件
- 大戦後、中部および北部の杣山は、米軍基地等として大規模に囲い込まれる(第三回収奪)

沖縄の入会林野の概要(3)

沖縄における入会権の収奪と変化

	時期	内容	これによって生じた事態	入会権の変化	住民の利害
第一回収奪	1899～03年	杣山官有地編入	杣山荒廃、盗伐、住民の不满	部落への杣山払い下げ	代金住民負担
第二回収奪	1915～36年	市町村有地化(部落有林野統一事業)	部落の抵抗、町村による部落の入会権の保障の約束	地役権的入会権への転化、分収慣行の形成	村に林産物税の支払い、村からの分収金収受
第三回収奪	1945～57年	米軍基地囲い込み	賃料の排他的確保の必要性、入会地の管理機能の喪失	軍用地料管理のための団体形成	軍用地料の配分

(出典)小川(2005:125)より一部追記

- 歴史的経緯から、沖縄の入会林野は、圧倒的に公有林が多く、ほとんどが地役入会権であり、市町村と区あるいは入会集団が分収契約をかわしている
- 60年代以降、本州などと同じく入会林野の経済的利用は減少したが、基地が所在するところは貴重な現金収入源となる

国頭村の概要(1)



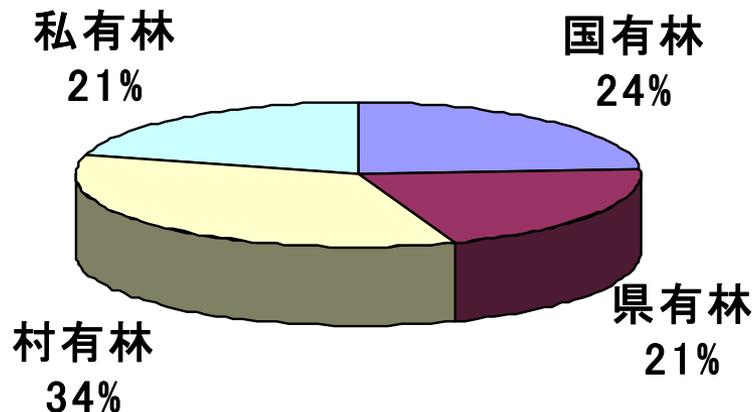
- 沖縄本島の最北端の村
- 林野率は83.0%
- 1908年村制施行(以後、第二次大戦直後を除き変更無し)
- 20の部落からなる
- 主な産業は農業(サトウキビ、パイナップル、茶、養豚など)
- 村の南部から東村にかけては米軍北部訓練場(村の面積の4分の1)
- ヤンバルクイナなどの貴重な動植物が多く生息

国頭村の概要(2)

字別住民基本台帳人口(06年3月31日現在)

市町村名	町 字 名	男	女	計	世帯数
国頭村	字 浜	190	198	388	156
	字 半地	98	103	201	77
	字 比地	79	73	152	59
	字 鏡地	211	196	407	147
	字 奥間	249	248	497	203
	字 桃原	172	175	347	126
	字 辺土名	801	860	1,661	675
	字 宇良	75	71	146	64
	字 伊地	109	106	215	79
	字 与那	144	134	278	110
	字 謝敷	24	25	49	28
	字 佐手	66	40	106	47
	字 辺野喜	97	88	185	95
	字 宇嘉	36	29	65	25
	字 宜名直	98	82	180	91
	字 辺戸	52	61	113	57
	字 奥	111	104	215	103
	字 楚洲	39	42	81	35
	字 安田	99	104	203	100
字 安波	108	85	193	85	
	計	2,858	2,824	5,682	2,362

林野の所有形態



国頭村の面積: 19480ha

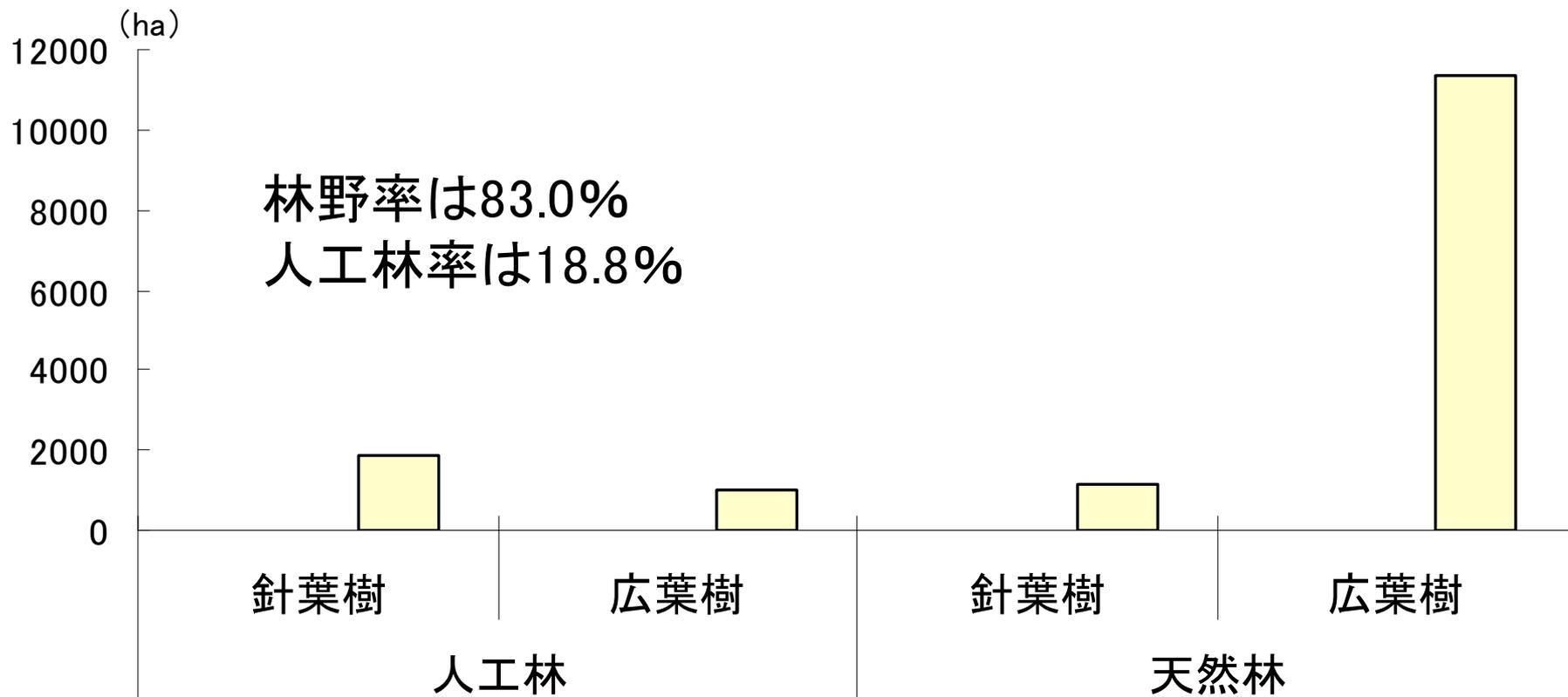
うち林野面積: 16159ha

林野率: 83.0%

公有林の割合が5割を超えているのが大きな特徴

辺戸区は、113人、57世帯と国頭村の中では、かなり小規模な部落。部落出身の村議員はいない(過去にも一名のみ)

国頭村の概要(3)



人工林率が低く、イタジイやモクマオなどの広葉樹が多い
辺戸区には蔡温が植林を進めた琉球マツの並木が残っている

国頭村の概要(4)

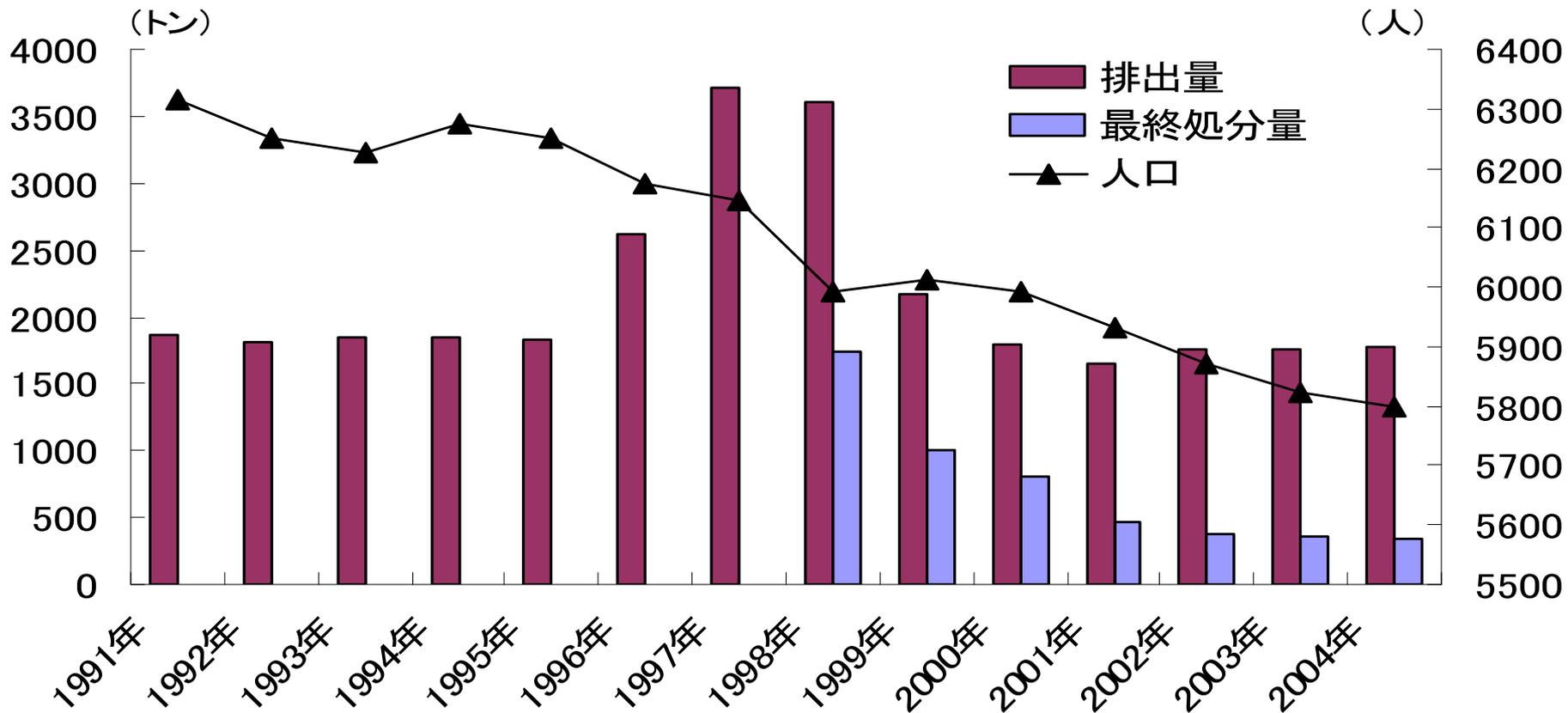
造林実績	合計		新規		育林		天然林整備	
	面積(ha)	事業費(万円)	面積(ha)	事業費(万円)	面積(ha)	事業費(万円)	面積(ha)	事業費(万円)
1999年	478.43	22556	9.7	1724	337.33	14590	131.4	6242
2000年	386.26	18042	10.1	846	358.81	16370	17.35	825
2001年	281.18	13296	3.6	683	240.68	10839	36.9	1771
2002年	283.37	13668	5.75	998	198.68	8111	78.94	4559
2003年	268.61	13504	6.95	1483	153.86	5868	107.8	6153

林業生産品	背材		チップ		製材品		パーク		その他		計
	数量(t)	金額(万円)	数量(t)	金額(万円)	数量(m ³)	金額(万円)	数量(m ³)	金額(万円)	数量	金額(万円)	金額(万円)
2000年	211	90	1245	903	460	5806	2414	809	243	957	8565
2001年	141	58	589	415	438	3011	1387	534	447	972	4990
2002年	10	73	1584	1438	211	2017	2483	829	785	827	5184
2003年	246	96	1398	959	384	2554	2387	809	65	804	5222

林家数は沖縄の中では比較的多く(96戸)、森林組合を中心にして、年5000万円前後の林業生産品収入がある

辺戸区最終処分場建設問題(1)

国頭村の一般廃棄物排出量ならびに最終処分量の推移



2000年の1トン当たりのゴミ処理費用は、沖縄県平均で23,220円であるのに対して、国頭村は45,021円と極めて高く、沖縄本島内ではトップ3の一角を占める

辺戸区最終処分場建設問題(2)

国頭村ならびに近隣村の最終処分場について

地方公共団体名	施設名	埋立容量 (m3/年度)	残余容量 (m3)	埋立場所	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立地面積 (m2)	全体容積 (m3)	埋立終了年度	浸出水処理施設	しゃ水工	運転管理	備考
国頭村	国頭村安田ごみ捨場	456	29460	山間	不燃ごみ 直接搬入ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	1986	3000	75000	2002	無し	無し	直営	2000年現在
大宜味村	大宜味村ごみ捨場	3150	9290	山間	不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	1979	10120	24000	2006	無し	無し	直営	2004年現在
東村	東村慶佐次処分場	350	16932	山間	不燃ごみ 粗大ごみ	1978	10000	30000	2006	無し	無し	直営	2004年現在

すべての処分場が廃棄物処理法97年改正の基準を満たさず。06年、新設の処分場竣工

国頭村ならびに近隣村の焼却場について

地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	資源化量 (t/年度)	焼却対象廃棄物	施設の種類	処理方式	炉型式	処理能力(t/日)	炉数	使用開始年度	余熱利用の状況	灰処理設備の有無(焼却灰)	灰処理設備の有無(飛灰)	運転管理の体制	備考
国頭地区行政事務組合	環境センター	2133	0	可燃ごみ 直接搬入ごみ	焼却	ストーブ式(可動)	パッチ運転	15	2	1983	無し	無し	薬剤処理	直営	2004年現在

04年現在、東村および大宜味村の可燃ごみも受け入れている。

辺戸区最終処分場建設問題(3)

仮処分決定までの経緯①

- 95年、辺土名区の処分場がゴルフ場建設計画に伴い撤廃、村内の処分場は安田ごみ捨て場(86年設置)のみとなる
- 97年9月、村は最終処分場設置検討委員会を設置。第5回検討委員会(99年1月)で、当初の候補地になかった辺戸区吉波(ユシファ)山を建設地として決定
 - 問題: 委員会は非公開、委員には区関係者おらず。辺戸区が候補地になった理由は未だ不明
- 98年3月、厚生省が、安田ごみ捨て場が廃棄物処理法(97年改正)を満たしていないことを公表。是正指導
- 01年3月、最終処分場建設計画に辺戸区民が村役場に乗込み反対表明

辺戸区最終処分場建設問題(4)

仮処分決定までの経緯②

- 01年5月29日、辺戸区臨時常会で最終処分場建設反対を決議。6月11日、地裁に建設禁止仮処分申請
- 同年6月26日、村議会が処分場建設工事落札を承認
- 同年6月27日、辺戸区住民は予定地にテント建設、翌日から監視活動
- 同年8月1日、村が辺戸区に着工通知。業者や村が予定地で区民と対峙、断続的ににらみ合い
- 同年9月20日、村と業者が強制着工。22日、重機を入れたため大混乱。警察の指示により工事中断
- 同年10月3日、那覇地裁により建設禁止仮処分決定

最終処分場の変遷

1986年以前: 楚洲区の処分場

1986年: 公害問題により、東側の処分場は楚洲から安田に移る

1995年: 西側の辺土名区の処分場が撤廃。村内では安田ごみ捨て場のみとなる

2001年: 辺戸区で最終処分場の建設工事を強制着工。中断

2002年: 安田ごみ捨て場の使用期限が切れる。東村および大宜味村で一時的に処分、その後、中部の民間業者に委託開始

2006年: 宇嘉区で新規最終処分場竣工



辺戸区最終処分場建設問題(5)

国頭村側の考え

- 違法状態であり契約が切れることから、処分場の新設は緊急の課題(村の義務的課題)
- 道路設置問題がなく、交通の便が良い村有地
- 迷惑施設であることから、政治的な問題がない場所
- 区の賛同が不必要な入会権が消滅している場所

辺戸区側の考え

- 区の意見を尋ねることもなく、一方的に建設を決定
- 伝統的に使用してきた水源地(エーガー)に近い沢であり、周辺の木が伐採されると下流の原生林、海浜等へ影響
- イノーでの雑魚や貝拾いは区民の楽しみでその侵害
- 村有地ではあるが入会権は消滅していない

A photograph of a dense forest. The foreground is dominated by large, vibrant green ferns with intricate, feathery fronds. Some ferns are in sharp focus, while others are slightly blurred. In the background, numerous tall, thin tree trunks rise vertically, creating a sense of depth. The overall atmosphere is lush and verdant, with a variety of shades of green.

辺戸区周辺の山の風景
イタジイの優占する亜熱帯照葉樹林



**最終処分場建設予定地前の道路(国道58号線の脇道)。
辺戸区から奥区へとつながる脇道が元々設置されていた。
写真左手が建設予定地**



このあたりにリサイクル
センター建設を予定していた

斜面の樹木は完全に伐採される。
谷に向けて遮水シートをはり、廃
棄物を投棄する予定だった

東京ドーム1個分ほどの
面積が皆伐される...

辺戸区最終処分場建設問題(6)

国頭村辺戸区に関する入会林野の歴史

- 1915～22年の間、国頭村で部落有林野統一政策の実施
- 1930年、統一後にも残った部落有林を、国頭村は3カ年計画で整理を実施。3分の1を村有地化、残りを個人所有もしくは字所有にする。
- 1955年、庁舎建設費捻出のため、村有林の一部を区の同意の下、各区民に払い下げ(代金の40%を村が分収)。ただし、測量や登記費用の関係で**移転登記は行われず**
- 1958年、「国頭村公有林野管理規則」実施。村有林からの収益について、村と区の配分が「**明記**」(村4、担当区6→77年に5:5に変更)
- 1985年、国頭村議会は、入会林野近代化法に基づき、辺戸区吉波(ユシファ)の「**一部**」(9ha)の所有権移転を行い、旧慣使用权を消滅させる

辺戸区最終処分場建設問題(7)

仮処分決定の内容

- ①入会林野近代化法の適用により、辺戸区の入会権は消滅した？
 - 村有の入会林野は「吉波1149番」、これを分筆して1148-4～37のみを払い下げて消滅手続をしている
 - 最終処分場建設予定地(吉波1149-1)は、事業実施地域ではない
- ②辺戸区の入会権は、入会権の解体化現象により消滅している？
 - 60年代以降、直接的な地域自給的および財源的機能はほぼ喪失
 - 森林の施業は、区民が森林組合に雇用されて実施
 - 入会林野管理についての区の規定があり、常会や役員会で利用の可否(90年など)について決定されている
 - 分収金(81年、育成交付金に名称変更)を00年にも区が収受

辺戸区最終処分場建設問題(8)

- 入会権という権利で争えることは、数少ない区側に立った村会議員(選挙地盤は主に辺土名区)や区出身者と結婚した弁護士により伝えられる(権利意識の自覚化)
- 仮処分決定では辺戸区の主張が全面的に認められる＝入会権の存在の確認(cf. 95年・東村入会権確認事件)
- 環境権の侵害については全く触れられなかった
- 損害賠償請求訴訟では区は村と和解し、村長は謝罪、和解金150万円が区に支払われる(04年)
- 最終処分場は、宇嘉区が賛同して村有地に06年に竣工。宇嘉区には年200万円(20年間)が支払われる

考察(1)

① 入会権が外部からの林野開発の歯止めとなりうるのか

- 入会の権利者全員一致ということが、多様化する集落住民の意識や環境保全運動のなかで、安易な開発の歯止めにはなりうる
- 事例からは入会権が確認されれば歯止めになっているが、現実には入会権が「消滅」していると見なされ、歯止めになっていない事例の方が多い
- 入会権者全員が開発を認め、結果として乱開発された事例もある

考察(2)

- ② 入会権の権利内容として財産権のみでよいのか
- ③ 入会林野の機能をこれからどのようにとらえていけばよいのか

- 入会林野は、水源涵養、保水、土砂崩壊防止、暴風等の保安林的機能を持つものが多い。入会権者は、これらの機能を保全しながら、採取使用収益行為を行っていた(中尾[2003:88])＝用益入会権の権利に組み込む
- 地域社会住民の総体としてもつ権利＝「共同占有権」(鳥越[1997:68])という概念の適用
- 入会権者でもなく地域住民でもないが、利害共有者である者にとっての自然享有権

考察(3)

☆ 短・中期的には・・・

- 地域自治力や環境保全力の維持の重要性という社会的認識の構築
- 財産権だけでなく環境権や自然享有権といった権利内容の組み込み
- 共的な活動を支えるデカップリングや市民所得の導入
- 自然との関係を土台としたヒトとヒトの関係の持続性の構築

☆ 長期的には・・・

- 現在の石油文明が崩れた場合、地域自給的機能の全面的な再生は当然あり得る → 予備的な保全機能

主な参考文献

- ・采女博文(2004)「入会権の全員一致原則の機能」『鹿児島大学法学論集』38(1): 27-79
 - ・浦島悦子(2002)『やんばるに暮らす:オバア・オジィの生活史』ふきのとう書房
 - ・小川竹一(2002)「国頭村辺戸区一般廃棄物最終処理場建設禁止仮処分事件那覇地裁決定について」『沖縄大学法経学部紀要』2: 23-41
 - ・小川竹一(2005)「沖縄における入会権の諸相」『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』(科研費・研究成果報告書:代表者・田里修)
 - ・神田嘉延(2002)「奄美における住民運動の環境学習的役割」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』12: 23-38
 - ・国頭村(1967)『国頭村史』
 - ・熊本一規(2000)『公共事業はどこが間違っているのか?:コモンズ行動学入門』まな出版企画
 - ・菅豊(2006)『川は誰のものか:人と環境の民俗学』吉川弘文館
 - ・杉光英俊他(1998)『環境保全と地域開発』徳山大学総合経済研究所
 - ・鈴木龍也・富野暉一郎編著(2006)『コモンズ論再考』晃洋書房
 - ・鳥越皓之(1997)『環境社会学の理論と実践』有斐閣
 - ・中尾英俊(1969; 1984)『入会林野の法律問題』勁草書房
 - ・中尾英俊(2003)「入会権の存否と入会地の処分」『西南学院大学法学論集』35: 71-101
 - ・中尾英俊編(2004)『戦後入会判決集』信山社
 - ・三俣学(2006)「市町村合併と旧村財産に関する一考察」『日本民族学』245: 68-98
 - ・室田武・三俣学(2004)『入会林野とコモンズ』日本評論社
 - ・矢野達雄(2004)『法と地域と歴史と』創風社出版
- その他、Web(沖縄タイムス電子版など)、東村入会権確認裁判判決文、辺戸区仮処分申立の際の提出資料・陳述書(未公刊)など